

## 経済要録

### 国 内

◆臨時行政改革推進審議会の「公的規制の緩和等に関する答申」について

臨時行政改革推進審議会(大槻文平会長)は、経済構造調整および行政改革推進の観点から公的規制のあり方について今春来検討を重ねてきたが、12月1日、その検討結果をとりまとめ、「公的規制の緩和等に関する答申」として総理大臣あてに提出した。

本答申では、「総論」部分で公的規制について「原則自由・例外規制」の立場から必要最小限のものにとどめるべきと述べ、また、海外からわかりにくいとの批判が強い行政指導につき、その透明・公平性確保のため基準や内容の公開を要求している。次に、「各論」部分で7分野にわたり改革案を提示しているが、その概要は以下のとおり。

(1) 流 通

大店法は法律の趣旨に沿った運用を徹底する。事前商調協の審議に標準処理期間を設け、大店舗の閉店時間、休業日数の彈力化を図る。調整手続きを不要とする増床等の範囲を設定する。酒類小売販売業についても免許基準を緩和する。

(2) 物 流

トラック事業は需給調整規制を廃止して免許制から許可制に移行し、運賃・料金の認可制を届け出制にする。運送取扱事業は複合一貫輸送の促進のために総合的な運送取扱業制度を創設する。

(3) 情報・通信

N T Tに対して、①事業別サービス別、市内・市外別の収支の開示、②利用状況・ネットワーク情報、技術情報などの情報開示、などの措置をとらせる。N T Tの会社のあり方について64年度内に結論をうる。

(4) 金 融

金利規制では大口定期預金の最低預入単位を引下げるとともに、小口の市場金利連動型預金を創設する。

定額貯金等郵便貯金の商品性を見直すとともに、その金利を一定のルールで市中金利に連動させる。

市場規制では普通社債の発行市場について適債基準の廃止を求めるとともに、社債の多様化、発行自由化、発行限度規制の廃止、受託会社の機能を明確化する。T B(短期国債)の多様化・発行量拡大によるT B市場の拡充、およびF B(政府短期証券)市場の拡大を図る。

業務規制では銀行、証券の業務分野の相互乗り入れを進めるため、三局指導の見直しを含めた業務規制の再検討が必要である。

(5) エネルギー

石油製品などの生産計画指導を63年度末までに廃止し、灯油在庫確保指導も64年度に廃止する。電気・ガス事業については電気料金の通増料金制度の緩和を図り、季節別・時間帯別料金制度の拡大を進める。

(6) 農 産 物

米穀流通規制を緩和するために、①販売業者の許可基準の一層の緩和、②販売業者の営業区域の広域化、を図る。現在の全量管理方式を見直す。自主流通比率を今後3~5年内に6割程度まで高め、米検査で民間能力を活用する。肥料価格安定臨時措置法は廃止する。

(7) ニュービジネス、その他

電子資金取引について法制面の整備を含め検討する。プリペイドカードの円滑な発行の条件整備を進め、労働者派遣法の適用対象業務をマネジメント業務などに拡大する。国際航空運賃の方向別格差の是正を進める。

◆預金利の自由化について

大蔵省および郵政省は、12月9日、小口の市場金利連動型預貯金(以下「小口MMC」という)の実施について合意に達した。その主な内容は以下のとおり。

1. 商品の種類

3か月物、6か月物、1年物、2年物および3年物の定期預貯金とする。

2. 実施時期	〔非居住者ユーロ円CP〕																													
・ 6か月物および1年物	昭和64年春	1. 適格発行体	以下の適債基準を満たす非居住者																											
・ 3か月物、2年物および3年物	昭和64年秋	(1) 下記(2)以外の非居住者	— A <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの、および親会社(非居住者)の保証付きでA <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの																											
3. 最低預入金額	当初300万円とし、以後、預金者の利益および民間金融機関の経営への影響に配意しつつ、逐次段階的に引下げを図る。		— 当分の間、A格以上の長期債格付けを有するもの、および親会社(非居住者)の保証付きでA格以上の長期債格付けを有するものも可とする。																											
4. 利率の最高限度	<p>・ 3か月物 謙渡性預金利率-1.75%</p> <p>・ 6か月物 謙渡性預金利率-1.25%</p> <p>・ 1年物 謙渡性預金利率-0.75%</p> <p>・ 2年物 謙渡性預金利率-0.5%</p> <p>・ 3年物 長期国債表面利率-0.7%</p> <p>なお、2年以下物の小口MMCの利率は、3年物小口MMCの利率を上回らないものとする。</p>		(2) 本邦系現地法人																											
5. 付利方法	<p>・ 2年以下物 単利</p> <p>・ 3年物 半年複利</p>		— 独立してA <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの、および当分の間、A格以上の長期債格付けを有するもの																											
6. 期間内払戻しの利率	<table> <tbody> <tr> <td>・ 2年以下物</td> <td>6か月未満</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>・ 3年物</td> <td>6か月未満</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年半未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年半未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、小口MMCの実施に伴い、10年間預入時の利率が保証される定額郵便貯金については、長期安定型商品として、3年経過時以降の利率は、急激な金利変動を緩和または回避するため、低金利時においては3%を下回らないことを原則とし、また、高金利時においては3年物小口MMCの利率のおおむね8割を上回らないことを原則とし、その時々の金融情勢等を勘案しつつ、決定するものとする。</p>		・ 2年以下物	6か月未満	普通預金利率		1年未満	約定利率×50%		2年未満	約定利率×70%	・ 3年物	6か月未満	普通預金利率		1年未満	約定利率×40%		1年半未満	約定利率×50%		2年未満	約定利率×60%		2年半未満	約定利率×70%		3年未満	約定利率×90%	— 親企業が国内CP発行を認められていない金融関連企業(証券会社および銀行を除く)にあたらない場合 当該親企業または銀行の保証するものでA <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの
・ 2年以下物	6か月未満	普通預金利率																												
	1年未満	約定利率×50%																												
	2年未満	約定利率×70%																												
・ 3年物	6か月未満	普通預金利率																												
	1年未満	約定利率×40%																												
	1年半未満	約定利率×50%																												
	2年未満	約定利率×60%																												
	2年半未満	約定利率×70%																												
	3年未満	約定利率×90%																												
			— 親企業が本邦証券会社の場合 当該親証券会社または銀行の保証するものでA <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの																											
			— 親企業が本邦銀行の場合 当該親銀行またはその他の銀行の保証するものでA <sub>2</sub> 、a <sub>2</sub> 、J <sub>2</sub> 、F <sub>2</sub> 、P <sub>2</sub> 、以上の短期格付けを有するもの																											
2. 満期	2. 満期																													
	1年内																													
3. 国内への持込み・販売	3. 国内への持込み・販売																													
	非居住者ユーロ円CPの国内への持込み・販売については、以下のルールに従い、国内への持込み・販売を行うことができるとしている。																													
◆非居住者ユーロ円CPおよび非居住者国内CPの発行ルール等の見直しについて	(1) 発行後2週間以内の国内への持込みは行わないこととする。																													
大蔵省は、12月2日、非居住者ユーロ円CPおよび非居住者国内CPの発行ルール等の見直しを行い、下記のように実施要領の改正を行った。なお、見直しの主要点は以下のとおり(12月15日から実施)。	(2) 2週間経過後の国内持込み・販売については、以下の①~④を満たすものについて国内への持込み・販売を認めることとする。																													
	① 本邦系現地法人以外が発行するもの(ソブリン物を含む)																													
	② 券面の満期が国内CP最長満期(9か月)以内																													

- ③ 額面 1 億円以上  
 ④ 国内 C P 適格格付けを有するもの  
 ただし、格付け取得数は単数で足りることとする。  
 [非居住者国内 C P (円建て、外貨建て)]

#### 1. 適格発行体

##### (1) ソブリン(下記(2))以外の発行体

居住者国内 C P 発行適格基準と実質的に同一の基準を満たすものについて発行を認めるところとする。

ただし、海外の証券取引所にのみ株式上場されている外国発行体で他の基準(適格格付け等)を満たすものについてはディスクロージャーの適否を個別に検討する。なお、海外も含め証券取引所への株式上場はないが、わが国にて 3 年継続開示を行っているものは可とする。

##### (2) ソブリン(国際機関、政府および政府機関)発行体

以下の適格基準を満たすものにつき発行を認めるところとする。

##### ① わが国加盟の国際開発金融機関(長期サムライ債についてディスクローズを要しないもの)

——以下のいずれかの基準を満たせば可とする。

(イ) 複数の短期格付けを有し、少なくとも一つが A<sub>2</sub>、a<sub>2</sub>、J<sub>2</sub>、F<sub>2</sub>、P<sub>2</sub>、以上であるもの、または、当分の間の基準として

(ロ) A 格以上の長期債格付けを有するもの

##### ② 上記①以外の発行体(長期債についてディスクローズを要するもの)

——以下の(イ)、(ロ)をともに満たすものについて可とする。

(イ) 上記①(イ)または(ロ)

(ロ) 長期債についてのディスクローズがわが国において行われているもの

#### 2. 満期等その他のルール

いずれも居住者国内 C P と同一とする(ただし、外貨建 C P の額面は 1 億円相当以上とする)。

#### ◆割引金融債の発行条件改定

長期信用銀行 3 行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、12月債から実施した(11月 26 日発表)。

割引金融債の応募者利回りは、規制金利の 1 年物定期預金金利と連動させる慣例となっていたが、今回の改定は単独で行われた。

	変更後	変更前
割引率(%)	3.70	3.52
発行価格(円)	96.28	96.47
応募者利回り(%)	3.863	3.659
〈同 税 引 後(%)〉	3.156	2.986

#### ◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、12月債から実施した(長期国債は 12 月 1 日、政府保証債、公募地方債は 12 月 2 日にそれぞれ決定)。

#### 国債等の発行条件

	変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.7
	発行価格(円)	99.25
	応募者利回り(%)	4.811
政府保証債	表面利率(%)	4.7
	発行価格(円)	99.00
	応募者利回り(%)	4.848
公募地方債	表面利率(%)	4.7
	発行価格(円)	99.00
	応募者利回り(%)	4.848

#### ◆国内 C P の見直しについて

大蔵省は、12 月 2 日、国内 C P の見直しを行った。従前と見直し結果との主な違いは次表のとおり(12 月 15 日から実施)。

## 国内CPの見直しについて

	従 前	見 直 し 結 果
CPの商品設計		
基本的位置付け	優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段	同左
法的性格	約束手形	同左
期間	1か月以上 6か月以内	2週間以上 9か月以内
付利方式	割引方式	同左
額面	1億円以上	同左
CPの発行・流通等		
発行適格企業	無担保普通社債発行適格企業(約200社)等  上場会社に限定	最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)および次位のA-2等の格付取得企業で純資産550億円以上のもの(約60社)(当面、現行の発行適格企業は、CP格付を取得しないで引き続きCPを発行できるものとする。 (注)複数の格付機関からのCP格付の取得・公表を要するものとするが、上記基準の関係では一つのCP格付が基準を充足すれば足りる。  非上場企業であっても、3年以上証券取引法上の継続開示を行っている会社であれば発行が可能
バックアップライン(BL)・保証	原則として、BLの設定または金融機関の保証必要 一定の基準を充足した企業(約60社)についてはBLの設定等を任意とする。	同左  同左  最上位のA-1等のCP格付を取得し一定の数値基準を充足する企業(約40社)については、BLの設定を任意とするが、格付機関が一定割合のBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。 そのほかのCP格付取得企業については、発行額の50%のBL設定を必要とするが、格付機関が発行額の50%を超えるBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。
金融関連企業	CP発行は当面行わない。	証券金融会社は、上記の発行適格基準を充足する場合には、CPを発行できるものとする。 証券会社等のCP発行については引き続き検討を行う。
発行方法	販売人を通じて発行	同左
販売人	金融機関・証券会社	同左
販売対象	機関投資家等	同左
ディスクロージャー	証券取引法上のディスクロージャーは不要であるが、発行会社等の概要説明を交付	同左  CP格付を取得している企業に対しては、当該CP格付、発行限度額、設定が必要なBLの割合および実際に設定するBLの割合の開示を、また、CP格付を取得しないでCPを発行する企業に対しては、発行限度額および発行残高の開示をそれぞれ必要とする。
流通	金融機関・証券会社・短資会社	同左
投信に対する組入れ規制	余裕金の範囲内で各ファンドの純資産の10%以内	余裕金の範囲内で各ファンドの純資産の20%以内